明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**四五）　二

〔告　示〕

○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**内閣府**二四五）　二

○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**同**二四六～二四八）　二

○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件の一部を改正する件（**同**二四九～二五三）　三

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三五〇）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三五一）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三五二、三五五）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三五三）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（**同**三五四）　三

○国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件（**国税庁**一一）　三

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**国土交通**八〇七～八一三）　五

○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**八一四～八一七）　六

○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**八一八～八二一）　六

○化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法の一部を改正する件（**環境**九一）　六

○窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法の一部を改正する件（**同**九二）　六

○りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法の一部を改正する件（**同**九三）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**一二五）　七

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**三二二、三二三）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**一三六、一三七）　七

〔人事異動〕

内閣　金融庁　法務省　公安調査庁
文部科学省　農林水産省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕　九

官庁事項

海上保安庁防災業務計画の修正要旨の公表について（海上保安庁）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、国営土地改良事業計画（小阪部川・香川用水二期・南予用水）、国営土地改良事業計画の変更（大和紀伊平野・十津川紀の川・第二十津川紀の川）関係　九

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

厚生年金基金解散・清算人就任関係　三

会社その他